

# 住基カードを

町外に引越をしても、住基カードがそのまま使えるようになりました



以前は町外へ転出すると住基カードは返納となっていました。希望する場合は転出先の市町村で新たに申請し、交付を受ける必要がありましたが、平成24年7月9日からは継続して使用できるようになり、更に便利になりました。

## 住基カードの申請から交付まで

- 1 本人確認書類2点（運転免許証、健康保険証等）と認印を役場窓口までお持ちいただき、交付申請書を提出します。

※顔写真付き住基カードを希望する場合は、6ヶ月以内に撮影した顔写真1枚（無帽、正面、無背景、の大きさ縦4.5cm横3.5cmのもの）も持参してください。



- 2 10日前後で本人宛に「カード交付通知書兼受領書」が送付されます。



- 3 「カード交付通知書兼受領書」、本人確認書類2点（運転免許証、健康保険証等）と認印を役場窓口にお持ちいただきます。

4 けたの暗証番号を設定し、カードを受け取ります。

※受け取りには、手数料500円がかかります。

（併せて公的個人認証サービスの電子証明書を申請する場合は+500円）

※やむを得ない場合、代理人による申請・交付も可能となっておりますが、手続き方法が異なります。

詳しくは住民課戸籍保険グループまでお問い合わせください。